

安中市立小中学校印刷環境更新賃貸借契約候補者選定委員会設置要綱

令和7年7月

(設置)

第1条 安中市立小中学校印刷環境更新賃貸借について、学校現場の状況を理解し、より効率的かつ安定した印刷環境を実現可能な機器の調達、保守、並びに当該機器を有効に活用するための技術及び知識を兼ね備えた最適な候補者を選定する必要がある。この契約候補者を公募型プロポーザルにより選定するため安中市立小中学校印刷環境更新賃貸借契約候補選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 選定委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 契約候補者の審査に関すること。
- (2) 提案書等の審査に関すること。
- (3) その他契約候補者選定に関して、選定委員会が必要と認めた事項。

(構成)

第3条 選定委員会は委員長、副委員長及び委員で構成し、それぞれ別表に掲げる者を充てる。

2 委員長は教育部長をもって充て、副委員長は企画政策部長をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長及び副委員長の職務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 委員長は、選定委員会を主宰し会議の議長となる。
- (2) 委員長に事故等があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員の任期及び選定委員会の設置期間)

第5条 委員の任期及び選定委員会の設置期間は、委嘱の日から所掌事務が終了するまでの間とする。

(会議)

第6条 選定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 選定委員会の会議は、委員の3分の2以上の出席を必要とする。

3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、選定委員会の会議に関係者の出席を求め、意見等の聴取をすることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は選定委員会で知り得た情報を他人に漏らし、又は不当な目的のために利用してはならない。

(庶務)

第9条 選定委員会の庶務は、教育委員会事務局総務課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

別表（第3条関係）

役 職	職 名
委員長	安中市 教育部長
副委員長	安中市 企画政策部長
委員	安中市 教育部総務課長
委員	安中市 教育部学校教育課長
委員	安中市 企画政策部財政課長
委員	安中市立小中学校 校長
委員	安中市立小中学校 校長
委員	安中市立小中学校 校長
委員	安中市立小中学校 教頭
委員	安中市立小中学校 教頭
委員	安中市立小中学校 事務職員